

1/29 (金) 真岡市電子図書館オープンしました

1月29日(金)午前9時から「真岡市電子図書館」のサービスを開始しました。ぜひ、この機会に電子図書館をご利用ください。

Q. 電子図書館って何?

A. インターネットに接続可能な端末(パソコン・タブレット・スマートフォンなど)を使い、図書館の電子書籍を閲覧できるサービスです。**24時間いつでもどこでも**、電子書籍の検索・閲覧や貸出・返却などの手続きができます。
※通信料は利用者負担です

貸出点数：3点まで
予約点数：3点まで
貸出期間：14日間
(借りた日の翌日から数えて2週間)

Q. どんな人が利用できるの?

A. 市内に在住・在勤・在学しており、図書館の**利用者カードを持っている人**が利用できます。利用者カードを持っていない人は、直接図書館に来館して申請手続きを行う必要があります。身分証明書や勤務地が分かるもの等を持参の上、市立図書館(二宮図書館・真岡西分館図書館も可)のカウンターで申請してください。

★利用者カードは3年ごとに更新が必要です。更新が必要な方は、来館または郵送で更新手続きを行ってください。

★カードの更新が必要かどうかは、下記へ問い合わせください。

Q. 利用方法は?

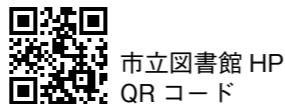
A. 以下の手順で利用可能です。

- 1 パソコンやスマートフォンで真岡市立図書館のホームページ(<https://www.moka-lib.jp/>)にアクセスし「真岡市電子図書館」のバナーをクリックする
- 2 利用者ID(*1)とパスワード(*2)を入力してログインする
- 3 読みたい電子書籍を探し「借りる」ボタンをクリックする
- 4 「読む」ボタンをクリックする
- 5 読み終わったら「返す」ボタンをクリックする
※貸出期間を過ぎると自動で返却されます

- *1 利用者ID：利用者カード番号
- *2 パスワード：任意で設定する文字列
初期設定では、利用者個人の生年月日(西暦)となっています(例：1975年1月1日生まれなら「19750101」)
初回ログイン時に、必ず任意の文字列への変更をお願いします

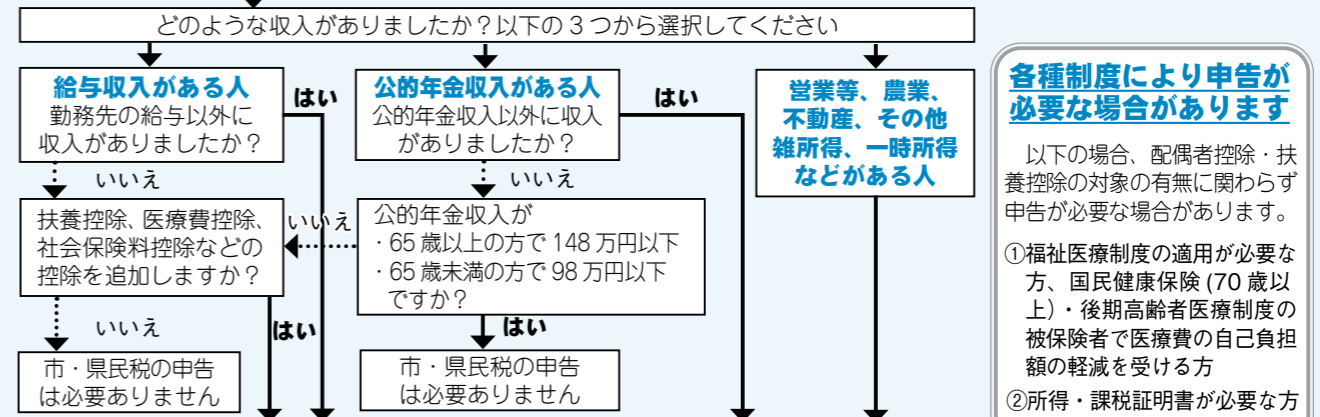
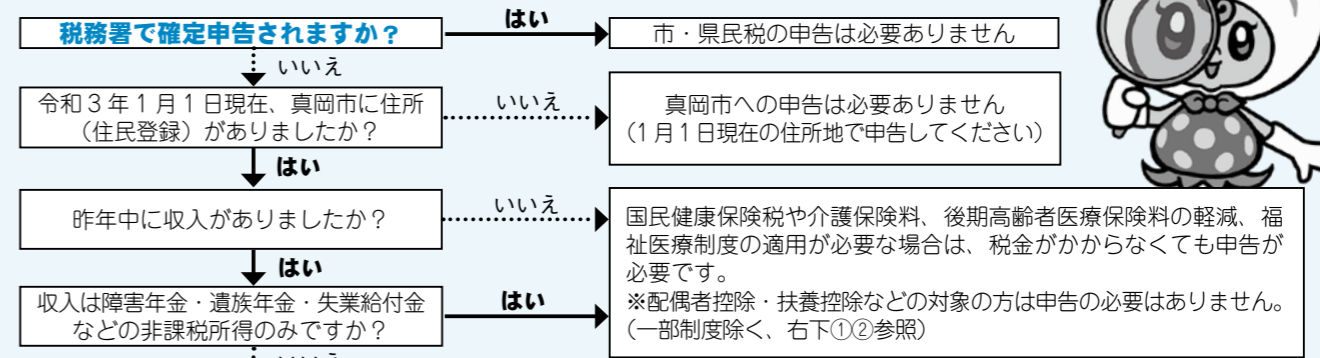
詳しくは、市立図書館ホームページを確認ください。

☎ 市立図書館 Tel 84-6151



ふむふむ…
簡単そうだよん★

市・県民税の申告フローチャート



各種制度により申告が必要な場合があります

以下の場合、配偶者控除・扶養控除の対象の有無に関わらず申告が必要な場合があります。
①福祉医療制度の適用が必要な方、国民健康保険(70歳以上)・後期高齢者医療制度の被保険者で医療費の自己負担額の軽減を受ける方
②所得・課税証明書が必要な方

市・県民税の申告が必要です
印鑑・必要書類をご用意の上、申告受付の各会場へお越しください

◆市民税・県民税の申告について ☎ 税務課市民税係 Tel 83-8113
◆所得税の確定申告について ☎ 真岡税務署 Tel 82-2115

国保年金課から～保険証の使い方について～

交通事故などのけがの治療で保険証を使用するときは届出が必要

交通事故など、第三者(加害者)によるけがの医療費は、加害者の全額負担となるため、保険証は原則使えません。

保険証を「使いたい」または「使ってしまった」場合は、届出をする必要があります。国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方は、市国保年金課に問い合わせください。

こんなケースでも保険証を使ったら届出を!

- ・他人の飼っている動物にかまれてしまった場合
- ・自転車同士の事故など

こんなときは届出をしても保険証が使えません!

- ・示談を済ませてしまったとき
- ・勤務中や通勤途中での事故
- ・不法行為(飲酒運転や無免許運転)など

整骨院&接骨院で施術を受けるときの注意点

整骨院・接骨院は医療機関とは異なるため、保険証が「使えない場合」と「使える場合」があります。

保険証が使えない場合

- ・単なる肩こりや肉体疲労
- ・マッサージ代わりに受けたもの
- ・症状改善の見られない長期施術
- ・病院で同じ負傷等の治療を受けた場合
- ・労働災害保険が適用となる負傷
- ・第三者行為の届出をしていない負傷

保険証が使える場合

- ・ねんざ ・打撲 ・肉離れ
- ・骨折、脱臼の応急手当

制度を正しく理解しようよん★

☎ 国保年金課国民健康保険係 Tel 83-8123
高齢者医療係 Tel 83-8593